指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住	所	登	録	番	号	
日東工営株式会社	東京都新宿区西新宿7-5-2		9-630544	1			

2 指名停止措置期間

平成29年 7月31日 ~ 平成29年 8月 30日 1か月間

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

日東工営(株)及び同社の取締役が、同社の業務に関し、労働者に対し建築物の解体作業を行わせるに当たり、石綿等による労働者の健康障害を防止するための調査、記録を行わず、粉じんによる健康障害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、平成29年3月7日に名古屋簡易裁判所から労働安全衛生法違反により同社及び当該取締役がそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

日東工営(株)等が、労働安全衛生法違反で罰金刑に処せられたことは、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第9号(1)に該当する。

〈指名停止措置要領別表〉

措置要	件	期	間
1~8 略 (不正又は不誠実な行為) 9(1) 前各号に掲げる場合のほ 正又は不誠実な行為をし、 の相手方として不適当であ き。 (2) 略	物品調達等の契約	当該認定をした 上9か月以内	日から 1 か月以

問い合わせ先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係

茨城県常陸太田市金井町3690

電話 0294-72-3111